

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年3月7日（木） 15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	令和6年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について

報告事項 第1号	農用地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項 第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第3号	農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第3回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1番 尾形委員、2番 中村委員 にお願いします。

なお、第4条及び第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は举手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から2ページ、整理番号1から9について審議します。
それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 沼坊ヶ下725番1外1筆、登記地目、田、現況地目、畠が445m²、登記地目、現況地目、共に畠が528m²、合計973m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内八幡にお住いの72歳の方 外1名の共有、譲受人は南房総市にお住いの39歳の方です。

事由としては、譲渡人は相続をしたが農業をしていないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、花の苗を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は 笠名 新具曾1434番、登記地目、現況地目、共に畠で373m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内笠名にお住いの93歳の方、譲受人は市内笠名にお住いの91歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲り渡し

ます。

譲受人はこの農地を譲り受け、落花生やにんにく等を栽培し、農業経営の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 3 所在地は 那古 荒尾 1621 番、登記地目、現況地目、共に畠で 56 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、鎌ヶ谷市にお住いの 70 歳の方、譲受人は南房総市にお住いの 70 歳の方です。

事由としては、譲渡人は譲受人の要望に応じるため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、なす、トマト、そらまめ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は 南条 東 563 番 1 外 3 筆、登記地目、現況地目共に田が 2359 m²、登記地目、田、現況地目、畠が 770 m²、合計 3129 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、埼玉県新座市にお住いの 58 歳の方、譲受人は南房総市にお住いの 77 歳の方、譲渡人の叔父になります。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 5 所在地は 東長田 中尾 268 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田が 256 m²、登記地目、現況地目、共に畠が 3.36 m²で合計 259.36 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内犬石にお住いの 82 歳の方、譲受人は市内東長田にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受けみかんを栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

資料 2 ページ、整理番号 6 所在地は 東長田 中尾 252 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 1819 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内犬石にお住いの 82 歳の方、譲受人は市内東長田にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受けみかんを栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 7 所在地は 東長田 新戸 191 番 1、登記地目、現況地目、共に畠で 293 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内東長田にお住いの 72 歳の方、譲受人は市内東長田にお住いの 63 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲り渡します。

譲受人は自宅に近いこの農地を譲り受け菜花やねぎ等を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 8 所在地は 腰越 清水尻 214 番、登記地目、現況地目、共に畠で 604 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 73 歳の方、譲受人は市内長須賀にお住いの 79 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしておらず農地を処分するため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け果樹を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 9 所在地は 広瀬 杉ノ間 1503 番、登記地目、現況地目、共に畠で 449 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内広瀬にお住いの 94 歳の方、譲受人は市内北条にお住いの 27 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け菜花を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 7 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ござりますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

議 長

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1から2について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の3ページ 整理番号1について説明します。
所在地は 館山 新町 254番1、登記地目、現況地目、共に畠で 558 m²の案件です。

申請人は船橋市にお住いの72歳の方です。
転用の事由及び施設は、申請人は現在、借家に住んでいるが、相続した実家の土地に家を建て、館山で老後を過ごしたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年4月1日に着工し、令和6年7月31日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 笠名 下具曾 6番2、登記地目、現況地目、共に畠で 148 m²の案件です。

申請人は市内笠名にお住いの60歳の方です。
転用の事由及び施設は、申請人は現在住んでいる家は築100年以上経過し、老朽化が激しく、修理にも限界があるので、自己所有地に家を建て、住みたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年4月20日に着工し、令和6年8月31日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、

農地法第4条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無につ

いては、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第4条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1から2について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 館山 浜通984番1、登記地目、田、現況地目、畝で210m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は川崎市多摩区にお住まいの58歳の方です。

転用の事由及び施設は、申請人は、後1年で定年を迎えるにあたり現在、賃貸マンションに住んでいるが、コロナ禍の影響で都会に住むことに不安を覚え、静かな館山で老後を送りたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年5月1日に工事着手し、令和6年10月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 山本 北作1130番3、登記地目、田、現況地目、畝で259m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内山本にお住まいの85歳の方です。

転用の事由及び施設は、申請人は、都内で生活していたが、妻が病気のため、とりあえず息子の家に間借りしているが、手狭で、バリアフリーではないので、息子の家の隣接地に夫婦2人の家を建て住みたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年4月20日に工事着手し、令和6年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

	説明は以上です。
	説明が終わりました。
議長	整理番号 1 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。
7 番委員	7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 2 については、専用住宅 1 棟を建設するための申請になります。
2 番委員	2 番委員、ご意見等ございますか。
2 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、举手を願います。
	(举手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
	資料の 5 ページから 9 ページ、整理番号 1 から 35 について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は、湊 作ノ田 522 番 地目は田で、面積 2,984 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120 kg、10a 当たり 40 kg です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 2 所在地は、菌 新関 991 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,162 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 95 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者も菌の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 6 年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、腰越 西 867 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,631 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 120 kg、10a 当たり 33 kg です。貸付者は東京都世田谷区にお住まいの方、借受者は腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 4 所在地は、亀ヶ原 神余田 434 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,982 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は北条正木の方と袖ヶ浦市の方の共有で、借受者は正木の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 5 所在地は、神余 下大地 118 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 1,137 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10a 当たり 8,795 円です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者も神余の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、江田 榎坪 680 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 14,942 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 450 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、坂井 田代砂 412 番 外 1 筆 地目は畠で、合計面積 885 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 50,000 円、10a 当たり 56,497 円です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者も坂井の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、畠 白首 239 番 地目は畠で、面積 357 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 3,000 円、10a 当たり 8,403 円です。貸付者は東京都杉並区にお住まいの方、借受者は畠の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、正木 大芝 904 番 地目は田で、面積 637 m²、使用賃借権の設定です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は南房総市の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、正木 大芝 905 番 地目は田で、面積 300 m²、使用賃借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は南房総市の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、正木 大芝 906 番 地目は田で、面積 708 m²、使用賃借権の設定です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は南房総市の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、犬石 繩原 1530 番 地目は畠で、面積 396 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 30,303 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、犬石 清水 201 番 地目は田で、面積 601 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 19,967 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、犬石 清水 197 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,631 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 7,357 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、犬石 清水 182 番 地目は田で、面積 413 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 29,056 円です。

賃付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、犬石 縄原 1527 番 外1筆 地目は畠で、合計面積 803 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 14,944 円です。賃付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、犬石 西畠 355 番 1 地目は畠で、面積 440 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 27,273 円です。賃付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、正木 西郷 361 番 地目は田で、面積 1,794 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 8,970 円、10a 当たり 5,000 円です。賃付者は長須賀にお住まいの方の共有で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 19 所在地は、広瀬 乙女 1408 番 1 外1筆 地目は田で、合計面積 3,003 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120 kg、10a 当たり 40 kgです。賃付者は竹原にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 20 所在地は、国分 孝子塚 431 番 地目は田で、面積 2,946 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120 kg、10a 当たり 41 kgです。賃付者は国分にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 21 所在地は、竹原 池籠 3242 番 地目は田で、面積 2,974 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 180 kg、10a 当たり 61 kgです。賃付者は竹原にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 22 所在地は、正木 新作 929 番 地目は田で、面積 2,085 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 10,425 円、10a 当たり 5,000 円です。

貸付者は正木にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間で、再設定です。

整理番号23 所在地は、正木 新作 930 番 地目は田で、面積 900 m²、賃貸借権の設定で、賃料は4,500円、10a当たり5,000円です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定となります。

整理番号24 所在地は、山本 引田 73 番 外1筆 地目は田で、合計面積 4,648 m²、賃貸借権の設定で、賃料は23,240円、10a当たり5,000円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号25 所在地は、山本 引田 78 番 地目は田で、面積 340 m²、賃貸借権の設定で、賃料は1,700円、10a当たり5,000円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号26 所在地は、山本 引田 76 番 地目は田で、面積 653 m²、賃貸借権の設定で、賃料は3,265円、10a当たり5,000円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号27 所在地は、山本 引田 79 番 地目は田で、面積 488 m²、賃貸借権の設定で、賃料は2,440円、10a当たり5,000円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号28 所在地は、山本 引田 77 番 地目は田で、面積 506 m²、賃貸借権の設定で、賃料は2,530円、10a当たり5,000円です。出し手は神奈川県横浜市にお住まいの方、受け手は安布里の方です。設定の期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、高井 仁井 24 番 3 外 1 筆 地目は田で、合計面積 583 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1,000 円、10a 当たり 1,715 円です。出し手は四街道市にお住まいの方、受け手は腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、山荻 八反原 44 番 地目は田で、面積 1,024 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,120 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は山荻にお住まいの方、受け手は作名の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、上野原 天神 440 番 1 外 1 筆 地目は畠で、合計面積 1,427 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 3,000 円、10a 当たり 2,102 円です。出し手は山本にお住まいの方、受け手は北条の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、国分 三枚田 489 番 地目は畠で、面積 1,388 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 13,880 円、10a 当たり 10,000 円です。出し手は国分にお住まいの方、受け手は江田の法人です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 14 所在地は、高井 宿内 488 番 1 外 1 筆 地目は畠で、合計面積 1,352 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,000 円、10a 当たり 2,643 円です。出し手は千葉市にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 15 所在地は、高井 仁井 4 番 1 地目は宅地・畠で、面積 1,688.72 m² (うち、788.73 m²)、使用貸借権の設定です。出し手は千葉市にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 16 所在地は、国分 塚ノ下 464 番 地目は田で、面積 2,955 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は国分にお住まいの方、受け手は大神宮の方です。設定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

以上、合計 35 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお譲りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、举手を願います。

(举手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第 5 議案第 5 号「令和 6 年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について」を議題とします。

資料の 10 ページについて、事務局より説明をお願いします。

副主幹

本日配布しました議案第 5 号 別紙 10-1 をご覧下さい。

まず、令和 6 年度「農作業標準賃金」についてです。

今年度の農作業標準賃金は、水田作業が 8,100 円、畑作業が 8,100 円、果樹収穫作業が 7,900 円です。

新年度の農作業賃金の設定については、まず、千葉県の最低賃金を考慮する必要があります。昨年 10 月に、最低時間額が 984 円から 1,026 円に改定されましたので、1 日 8 時間の最低賃金を、8,208 円以上とする必要があります。

次に、県農業会議の令和 6 年度 安房地区の設定は、水田作業が 8,600 円で 500 円の増、畑作業も 8,600 円で 500 円の増、果樹収穫作業が 8,300 円で 400 円の増となっています。

近隣市の状況としては、南房総市の今年度の設定が、水田作業 8,100 円、畑作業 8,100 円、果樹収穫作業 7,900 円～8,500 円です。

令和 6 年度の農作業標準賃金については、館山市同様、3 月総会で決定することです。なお、鴨川市は、農作業標準賃金の設定をていません。

以上のことを勘案し、館山市の令和 6 年度「農作業標準賃金」につきましては、千葉県最低賃金を考慮した上で、県農業会議の令和 6 年度 安房地区の設定賃金に準じ、水田作業が 8,600 円、畑作業が 8,600

円、果樹収穫作業が 8,300 円として提案いたします。

次に、水田機械作業による税別の標準料金についてですが、裏面の議案第 5 号参考資料 10-2 をご覧下さい。

今年度は、水田の代掻きまでで同額の 24,000 円、畦塗も同額の 100 円に、田植えが 7,500 円で 300 円の増額、バインダーによる刈取が同額の 8,100 円、ハーベスターによる脱穀も同額の 8,100 円、コンバインによる刈取脱穀も同額の 18,000 円に、育苗も同額の 850 円としました。

なお、館山市水稻受託組合の令和 6 年度作業料金は、育苗のみ 50 円の増額の 900 円で、他は据え置かれています。

次に、県農業会議が設定した県内一律の標準料金は、今年度に比較し値上がりした作業料金もありますが、機械本体の上昇及び燃料価格の値上がりによるものです。

近隣市の状況ですが、南房総市が、3 月総会で決定する予定と伺っております。

以上のことから、県農業会議、館山市水稻受託組合の令和 6 年度作業料金を勘案し、館山市の令和 6 年度の標準料金は、10-1 のとおり、事務局（案）として、育苗のみ 50 円増の 900 円とし、他は据え置きというところで提案いたします。

ご審議をお願いいたします。

議長

説明が終りました。質問、意見等ござりますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、举手を願います。

(举手全員)

承認とする旨全員と認め、「承認」として、決定いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の 11 ページ、整理番号 1 から 3 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者

での利用権設定において、実際の作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのままで、受け手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号1 所在地は、高井上作1784番 地目は田で、面積2,468m²について、合意解約が成立、解約理由は、所有者が農地転用するためです。

整理番号2 所在地は、国分上町579番 地目は田で、面積3,151m²について、合意解約が成立、解約理由は、水が来なくて、水田としての活用が難しいためです。

整理番号3 所在地は、国分五反田536番 地目は田で、面積2,983m²について、合意解約が成立、解約理由は、農地の1ヵ所に異物が混入しており、機械が破損するためです。

説明は以上です。

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

議長

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の12ページ、整理番号1から5について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 こちらは、先ほど報告した農用地利用配分計画の利用権解除 整理番号1と同じ案件ですので、内容の説明は割愛します。先ほどの利用権解除は、園芸協会と受け手の解約で、こちらは出し手と園芸協会の解約になります。

整理番号2 所在地は、川名御蔵814番 地目は田で、面積1,612m²、解約理由は、転借人との合意解約が成立して以来、公益社団法人千葉県園芸協会「農地中間管理事業規程第7の1の(2)」に規定する2年間を経過しても、当該農地の貸付けを行う見込みがないと認められるためです。

整理番号3 所在地は、安布里青木田210番1外2筆 地目は田で、合計面積3,089m²、解除理由は、転借人との合意解約が成立して

以来、公益社団法人 千葉県園芸協会「農地中間管理事業規程第7の1の(2)」に規定する2年間を経過しても、当該農地の貸付けを行う見込みがないと認められるためです。

整理番号4 所在地は、広瀬 杉の間 1503番 地目は畑で、面積449m²、解約理由は、借受者に所有権移転するためです。議案第1号 農地法第3条による許可申請 整理番号9の案件です。

整理番号5 南条 篓 786番 地目は田で、面積2,359m²、解約理由は、所有者が親族へ贈与するためです。こちらも議案第1号 農地法第3条による許可申請 整理番号4の一部に対応する案件です。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の13ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事 資料の13ページ、整理番号1 所在地は 江田 平沼 646番 外4筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は10,888m²です。

申出者は千葉市にお住まいの方です。

申出理由は、今後、遠方に住んでおり、今後、耕作する予定がないためとのことです。

説明は以上です。

議長 説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名にお願いすることになっておりますが、整理番号1については九重地区ですので、小倉推進委員と神作推進委員にお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようないので、第3号の報告を終わります。

以上で、第3回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

閉会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉田恒雄

館山市農業委員会委員

尾形玲子

館山市農業委員会委員

中村保宏